福祉文教委員会 行政視察報告書

視察日時：令和８年７月３０日（木）１４：００～１５：３０
視 察 先：京都府
視察項目：文化芸術の推進に関する条例
参 加 者：西田稔、丸山純平、戸田柳平、坂下美千代、片野晶子、伊東寿充、
中筬博之、水門義昭



京都府「文化が活きる京都の推進に関する条例」について

（H13　国:文化芸術基本法制定）
H14　京の文化振興プラン（その 1）策定
H16　京の文化振興プラン（次世代の文化創造）
　　京の文化振興プラン（文化力による京都活性化）
H17　懇話会から条例制定に向けての提言
　　京都府文化力による京都活性化推進条例制定
H18　21 世紀の京都文化力創造ビジョン
H24　京都こころの文化・未来創造ビジョン
H30　京都府文化力による未来づくり条例
H31　京都府文化力による未来づくり基本計画
R6　 文化が活きる京都の推進に関する条例
R7　 文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針

【視察の目的】
京都府はＨ３０年７月に「文化による未来づくり条例」を制定しているが、６年後のＲ６年７月に同条例を廃止した上で、新たに「文化が活きる京都の推進に関する条例」を制定しており、その背景や意義・効果等について視察した。

【新条例制定と基本的な指針】
　もともと「京都の文化は日本の文化」と誇りも高い京都で、各種懇話会等から「２１世紀の風流を京都に」という提言もあり、Ｈ１３年に国が文化芸術振興基本法を制定したのを機に、京都府は「京の文化振興プラン」を策定し府が所蔵する貴重な資料の保存と利活用について定め、以後、「次世代の文化創造」・「文化力による京都活性化」についても規定。

　さらに、設置された文化力創造懇話会から条例制定に向けた提言が出され、Ｈ１７年「京都府文化力による京都活性化推進条例」を制定、翌年には「２１世紀の京都文化力創造ビジョン」、Ｈ２４年には「京都こころの文化・未来創造ビジョン」の策定などを経て、条例を改正・改名し「京都府文化による未来づくり条例」とし「京都府文化による未来づくり基本計画」を策定するなど、精力的に文化行政に取り組んできた。

　条例により設置された「京都府文化力による未来づくり審議会」の議論の中で、Ｒ５年文化庁の京都移転や新型コロナウィルスの感染拡大、デジタル化の急速な進展、急激な少子化、国際化など文化を取り巻く社会情勢の変化をとらえ、新たな文化の価値創造につながる政策に総合的に取り組むため、条例を全面的に見直し新たな条例を制定しようとの機運が高まった。

　審議会の中で丁寧な議論が行われ、新条例の視点として「文化を活かす」ではなく、原動力としてあらゆる分野に「文化が活きる」としたことに思いが込められている。

　旧条例が具体的な施策や制度を定めた「政策条例」（２９条）であったのに対し、新条例は基本理念や施策の方針を抽象的に定めた「理念条例」（８条）として制定され、社会情勢の変化に機動的に対応できるよう、施策や制度は「基本的な指針」に委ねている。

　指針には条例の理念を踏まえた４つのめざす姿と、その実現に向けた８つの重点プロジェクトを掲げ、「縁」「技」「心」「個」という京都の文化の強みを活かした取り組みの展開、文化の力で国内・世界に貢献する京都をめざすとした。

「京都府文化力による未来づくり審議会」の委員２０名は、文化芸術分野の代表に加え京都府下の各地域からも選出され、公募の委員も参画したなかで、条例に基づく指針の推進状況などをチェックするなど、果たす役割・存在感は大きい。

　Ｒ５年、国の文化政策の司令塔でもある文化庁が京都に移転したことで、文化庁主催のイベント等が行われるなどのメリットも大きかったが、一番は日本全体の文化振興に寄与したいという責任感にも似た強い思いが関係者の中に高まったことのようである。

旧条例と新条例の相違点

（旧） 京都府文化力による未来づくり条例	（新） 文化が活きる京都の推進に関する条例
政策条例　29 条	理念条例　8 条
前文 本則 第 1 章　総則（基本理念、府の責務、府民・文化活動を行う者・大学等・事業者の役割、基本計画、推進体制 第 2 章　文化力による未来づくりに関する基本的な施策 第 1 節　文化活動を担う人づくり 第 2 節　文化の保存及び継承 第 3 節　新たな文化の創造 第 4 節　文化資源を生かした地域づくり 第 5 節　文化資源を活用した経済活性化 第 6 節　多様な京都の文化の発信 第 7 節　文化活動を支える基盤づくり 第 3 章　文化力による未来づくり審議会 第 4 章　雑則 附則	前文 本則 第 1 条　定義 第 2 条　基本理念 第 3 条　府の責務 第 4 条　基本指針 第 5 条　連携協力体制の整備 第 6 条　文化が活きる京都推進審議会 第 7 条　調査研究 第 8 条　財政上の措置 附則
・府以外の主体の個々の役割を規定 ・基本的施策（7 つの柱）を規定 →基本計画の踏襲	・前文や基本理念に重きを置き、府の文化に関する考え方や今後の姿勢を明文化 ・府の責務のみ規定 ・機動性を重視し、施策は指針に委任

【基本的な指針】
：文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針
１．人と人との絆が大切にされ受け継がれた文化が将来にわたり継承される京都
　①文化が活きる「継往開来」ＰＪ
　②「ＫＯＧＥＩ」ネクストステージＰＪ
２．匠の技と進取の気質で革新を起こし、新たな価値が持続的に創造される京都
　③アート・ジャンクション京都ＰＪ
　④メディア・ビッグバンＰＪ
３．部課が暮らしの基盤となり、豊かな人間性が育まれる京都
　⑤文化によるウェルビーイング向上ＰＪ
　⑥文化の心はぐくみＰＪ
４．京都の文化の力を活かし、府内各地で活力が生み出される京都
　⑦地域文化による地域活性化ＰＪ

⑧人と地域をつなぐミュージアムＰＪ
京都の文化の強みを活かす取り組み推進の視点：「縁」「技」「心」「個」
【考察】
・南北に長い京都府下には、それぞれの地域固有の文化や暮らしがある中で、基礎自治体ではなく府が条例を制定することに課題はないのかと感じていたが、文化に対する意識の高い京都で、さまざまな場で京都の文化のあり方が議論され、条例や文化振興プラン、ビジョンに落とし込まれており、京都市ほか府下の自治体や各種団体・大学等ともうまく連携できる形となっている。

・条例は「理念条例」として、具体的な施策や制度は「指針」に委ねてあるが、条例プラス臨機応変な対応が可能な指針とすることで、実質的な文化政策が推進できていくのだと考える。
・普遍的な理念を条例に謳うことで、何かの際に立ち戻る原点・拠り所となり、条例を持つ意義はそこにあるのだとあらためて感じた。

・「文化力による未来づくり審議会」があることで、条例の方向性の確認や指針の進捗管理の議論ができており、「審議会を置く」と条例に規定した意味は大きいと考えた。

・文化施策に対する財政上の措置について条例に謳うことも、理念を達成するための必要な予算づけのために押さえておく必要がある。

・福祉・医療をはじめ、地域政策やまちづくりなど他部署と連携し、文化芸術の視点で施策を串刺しするという意味においても柱としての条例には意味がある。

・「指針」には、生活文化や食文化、伝統芸能のほか、現代アート、メディア文化にも触れてあり、社会全体を支えるウェルビーイング向上、地域活性化プロジェクトなど、府らしい俯瞰した作り込みがなされている。

・一度制定した条例を改正するだけでも大きなことであるのに、京都府は６年で旧条例を廃止して新たな条例を制定したことに関心を持って臨んだ視察であったが、たえず京都の文化のあるべき姿や将来像を見据えた思いのある議論の中から生まれた新条例であり、審議会を中心にそういう議論が平時からできていることが京都の京都たるゆえんでもあって懐の深さであると感じた。

・高山市に文化振興に関する条例を制定するとすれば、文化が継承され大切に育まれるとともに、新たな価値が持続的に創造され誇りと愛着を育み、社会のあらゆる分野に文化が薫るまちづくりに資する条例としたいと考える。
　そのための人づくり・場づくりにフォーカスする意味も大きい。

・また、条例制定が目的ではないので条例に謳った基本理念を具現化するため

にどうすべきか、まちの将来の姿はどうあるべきかを関係者や団体だけではなく多くの市民が積極的に議論する拠り所として条例をもつことには大きな意味があると考えた。

福祉文教委員会　行政視察報告書

＜視察日時＞
　令和８年７月３１日（金）１３：３０ ～ １４：３０
＜視察先＞
　大阪府大阪市
＜視察項目＞
　・教育ＤＸ及び生成ＡＩ活用に関する基本方針と推進体制について
　・教職員の業務改善及び校務ＤＸにおけるＡＩ・ＩＣＴ活用について
＜参加者＞
　西田稔、丸山純平、戸田柳平、坂下美千代、片野晶子、伊東寿充、中筬博之、水門義昭



＜視察内容＞
　大阪市は、大阪府の中央部に位置し、大阪湾に面する政令指定都市である。２４の行政区から構成され、西日本における経済、交通、文化の中心的な役割を担われている。市立小中学校は約４００校に及び、学校の地域性や児童生徒の家庭環境等、教職員のＩＣＴ活用状況にも差があることから、大規模な教育行政の中で教育の質を確保しながら、教育ＤＸを全市へ展開することが課題となっている。

　大阪市教育委員会では、中長期的な視点から学校教育におけるＩＣＴ活用を進めるため、令和８年２月に「大阪市学校教育ＩＣＴビジョン」を策定された。有識者会議からの提言を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じたＩＣＴ活用、生成ＡＩや先端技術を用いた自律的な学習、教職員の校務効率化などを方針として位置付けられている。教育委員会事務局内には「教育ＩＣＴ活用推進ワーキンググループ」を設置し、施策の進捗管理、検証、改善及び課題整理を行う体制が整えられている。

実践に当たっては、文部科学省のリーディングＤＸスクールや生成ＡＩパイロット校事業を活用し、主体的に取り組む学校を公募によって選定されている。外部有識者から、次期学習指導要領に関する情報提供や公開授業への指導助言を受けるほか、民間事業者との連携により、年齢制限や回答内容に配慮した教育向け生成ＡＩを一部の学校で導入されている。実証によって得られた成果や課題は、大阪市教育フォーラム、総合教育センターの研修、ホームページ、教職員向けメールマガジン等を通じて全市へ共有されている。

教職員への支援では、導入当初に校長、教頭等の管理職と各校のＩＣＴ担当者を対象とした研修を実施し、その後も希望する教職員向けの研修や公開授業、事例紹介を継続されている。特に、教職員自身がアプリケーションを実際に操作する体験型研修が効果的であったと伺った。校務での活用事例としては、保護者向け文書の下書き、アンケート結果の集約・分析、指導案の検討、授業資料の作成、運動会の徒競走の組合せ作成などが挙げられた。身近な業務から活用を始め、生成ＡＩを教員の判断に代わるものではなく、作業を補助する道具として位置付けられている。

児童生徒による利用については、小学校では年齢制限等に配慮した教育向け生成ＡＩを中心に活用し、中学校では保護者の同意等を前提に、一般的な生成ＡＩサービスも利用できる環境を整えられている。児童生徒が直接利用する場合には、学校から保護者へ目的や注意事項を説明し、同意が得られない場合には教員が代わりに操作するなど、学習機会に差が生じないよう配慮されている。

生成ＡＩの活用ルールについては、文部科学省のガイドラインを基本として、大阪市で利用するアプリケーションや実践例、注意事項を加えた教職員向けガイドラインを作成されている。生成物をレポート等としてそのまま提出することや、個人情報を入力することなどの不適切な利用例も示し、ハルシネーション、著作権、情報の信頼性等を含む情報モラル教育を重視されている。

情報活用能力については、大阪市版のチェックリストを作成し、タイピング、クラウドへの保存、データ共有など、発達段階に応じて身に付けるべき能力を整理されている。一方、生成ＡＩについて一律の到達基準は設けず、児童生徒の発達段階や授業内容に応じて適切に利用することとされている。低学年では写真撮影時のルール、中学年以降では著作権や情報を鵜呑みにしない姿勢を教えるなど、従来の情報モラル教育の延長線上に生成ＡＩを位置付けられている。

学習におけるＩＣＴ活用は、紙や鉛筆をすべてデジタルに置き換えるものではなく、教科や学習内容に応じた使い分けを基本とされている。紙に書く活動を残しながら、考えの共有や振り返り、児童生徒の状況把握に端末を活用し、多様な学びを支える基盤として捉えられている。ＩＣＴ活用と学力との間に明確な因果関係は確認されておらず、端末の利用そのものではなく、授業改善や個別の支援にどのようにつながったかを検証する必要があるとの説明であった。

約４００校への展開に当たっては、学校間及び教職員間の活用格差が課題となっている。各校にＩＣＴ担当者を置いているものの、知識や関心、校内での役割には差があり、担当者への負担集中も生じているとのこと。このため、教育デジタル推進課、指導主事、総合教育センターが連携し、研修や伴走支援を実施されている。また、ＩＣＴ支援員の派遣を定期訪問から予約制へ見直し、ヘルプデスクやネットワーク環境の充実も進めているが、現場への支援は十分とはいえず、教職員の負担軽減は引き続き課題となっていると伺った。

＜質疑応答＞

Ｑ１：学校ごとのＩＣＴ・ＡＩ活用の格差を、どのように解消しているのか。
Ａ１： 各校にＩＣＴ担当者を置いているが、関心や知識、校内での役割には差がある。教育デジタル推進課だけで約４００校を支援することは困難であるため、学校への個別指導を行う指導主事や総合教育センターと連携し、研修、伴走支援、実践事例の横展開を進めている。

Ｑ２：生成ＡＩは、家庭に任せるのではなく学校で教えるべきなのか。
Ａ２： 学校で禁止したとしても、児童生徒が私物端末で利用することは避けられず、家庭だけに対応を委ねることは難しい。文部科学省の方針を踏まえ、学校で安全で効果的な使い方を学ばせる必要があると考えている。

Ｑ３：児童生徒の発達段階に応じた利用をどのように考えているのか。
Ａ３： 低学年から一律に生成ＡＩを利用させるのではなく、写真撮影時のルール、著作権、情報の信頼性など、発達段階に応じた情報モラル教育を積み重ねる必要がある。生成ＡＩを使い始める学年や導入方法については、モデル校でも検討を続けている。

Ｑ４：ＩＣＴ活用によって、紙に書く力や基礎学力が低下する懸念はないのか。
Ａ４： 教科や学習内容に応じて、紙とデジタルを使い分けている。ＩＣＴ活用と学力との間に明確な因果関係は確認されておらず、端末を使えば学力が上がるというものではない。多様な児童生徒に対応し、考えの共有や振り返りを早く把握するための基盤として活用している。

Ｑ５：生成ＡＩの活用を教職員に定着させる上で、効果があった取組は。
Ａ５： 教職員がアプリケーションを実際に操作する体験型研修が効果的であった。保護者向け文書、アンケート分析、指導案、徒競走の組合せなど、日常業務に即した事例を示すことで、自らの業務への活用を具体的にイメージしやすくなった。

Ｑ６：パイロット校の成果を、どのように全市へ展開しているのか。
Ａ６： 実践内容をホームページ、大阪市教育フォーラム、総合教育センターの研修、教職員向けメールマガジン等で紹介している。成果だけでなく課題や注意点も共有し、他校が取り入れやすい形で事例化している。

Ｑ７：生成ＡＩの利用に関するルールや保護者への説明は、どのように行っているのか。
Ａ７： 文部科学省のガイドラインを基本に、大阪市で利用するアプリケーションや実践例

を加えたガイドラインを教職員へ周知している。児童生徒が直接利用する場合には保護者へ文書を配布し、同意が得られない場合には教員が操作するなどの対応を行っている。

Ｑ８：ＩＣＴ環境や家庭環境の違いには、どのように対応しているのか。
Ａ８： 家庭にＷｉ－Ｆｉ環境がない場合には、モバイルルーターを貸与している。また、大阪市版の情報活用能力チェックリストを活用し、タイピングやデータ共有等の基礎的な能力を一定の段階で身に付けられるよう取り組んでいる。

Ｑ９：児童生徒の私物端末やスマートフォンをめぐる課題を、どのように捉えているのか。
Ａ９：スマートフォンやＳＮＳの適切な利用は、生成ＡＩの利用以前から続く大きな課題である。原則として学校への持ち込みを制限しているが、登下校の安全や塾、習い事等の事情から一律に禁止することは難しい。学校と家庭が連携し、現実に起きている課題を題材として情報モラルを教える必要がある。

Ｑ１０：ハルシネーションや誤った回答には、どのように対応しているのか。
Ａ１０： 生成ＡＩが誤った情報を出すことを児童生徒に体験させ、回答をそのまま信じないこと、引用元や根拠を確認することを指導している。生成ＡＩの性能が向上しても、出力を使用する責任は利用者にあり、複数の情報源で確認する姿勢が必要である。

Ｑ１１：民間企業や有識者とは、どのように連携しているのか。
Ａ１１：教育向け生成ＡＩを提供する事業者との連携協定や、民間企業が提供する教職員研修を活用している。有識者は大学教授を中心とし、文部科学省のＤＸ戦略アドバイザー制度なども活用しながら、公開授業への助言や実証事業への伴走支援を受けている。

Ｑ１２：ＩＣＴ担当教員の負担軽減について、どのような支援を行っているのか。
Ａ１２：ＩＣＴ担当業務のための加配があるわけではなく、基本的には既存業務に加わる形となっている。ＩＣＴ支援員の派遣、予約制の訪問支援、ヘルプデスクの充実、校内で教員同士が支援し合う体制づくりにより、負担軽減を図っている。

Ｑ１３：今後、生成ＡＩ活用を全市へどのように広げていくのか。
Ａ１３： 教育内容に学校間の大きな差が生じないよう、パイロット校の成果を検証しながら全市へ展開していく。生成ＡＩの普及を止めることは難しく、社会の前提が変化しているとの認識に立ち、リスクに配慮しながら試行錯誤を続けていく考えである。

＜考察＞

大阪市では、生成ＡＩの普及を止めることはできず、学校で扱わなくても児童生徒が私物端末を通じて利用する現実があるとの認識に立ち、禁止するのではなく、安全で効果的な使い方を教育する方向へ舵を切っている。その上で、有識者会議の提言を基にＩＣＴビジョンを策定し、パイロット校での実証、ガイドラインの整備、教職員研修、実践事例の全市展開を段階的に進めている点が印象的であった。

また、教育委員会や学校だけで検討を完結させず、大学教授等の有識者、文部科学省のＤＸ戦略アドバイザー、教育向け生成ＡＩを開発する民間企業等と連携し、最新の知見や技術

を取り入れている点も参考となった。生成ＡＩは変化が極めて速く、行政や教職員だけで最新動向、教育的効果、リスクの全てを把握することは難しい。有識者から継続的な助言を受けるとともに、民間企業との連携によって、実際のアプリケーションを体験しながら検証を重ねる仕組みが必要である。

一方、高山市では、生成ＡＩを活用したモデル校での実証や、教育現場での活用の在り方に関する議論自体が、現時点では十分に進んでいない。生成ＡＩは既に子どもたちの日常に入りつつあり、学校教育だけがその変化から距離を置き続けることは難しい。まずはＡＩ化が進む社会の現実を受け止め、教育分野や情報技術に詳しい有識者、民間企業、教職員、保護者等を交え、発達段階に応じた利用、情報モラル、学力への影響、教職員の負担などを具体的に議論する場を設けることが必要である。

大阪市においても、学校間や教職員間の活用格差問題、ＩＣＴ担当者への負担集中、支援員不足などの課題を抱えているとお伺いした。そのため、パイロット校の成果を周知するだけでなく、教育デジタル推進部門、指導主事、総合教育センター、ＩＣＴ支援員等が連携し、研修や相談、学校への訪問支援を行っていた。高山市においても、各校に担当者を置くだけで終わらせず、教育委員会が学校の取組状況や課題を把握し、困ったときに相談できる窓口、実際の授業や校務への伴走支援、学校間での事例共有を継続的に行う体制が必要であると感じた。

教育委員会や教職員が現況の業務が多い中では、生成ＡＩの利活用も含めこれからの方向性として、有識者やＩＣＴ・生成ＡＩに長けた民間企業の助言や連携等によって、現場での検証を推進する必要性があると感じる。教職員が生成ＡＩを実際に操作する研修や、文書作成、アンケート分析など身近な校務から活用を始めることも有効でもあり、生成ＡＩやＩＣＴを教育の目的とするのではなく、子どもの思考を深め、多様な学びを支え、教職員が児童生徒と向き合う時間を生み出すための道具として、変化を避けるのではなく、外部の知見を取り入れながら、具体的な議論と試行錯誤を始める段階に来ていると感じた。